



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（生活安全安心課）	1
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	3
○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○救急病院の告示（医療政策課）	5
○土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）	5
○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	5
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	5
○都市計画事業の変更の認可・11件（道路街路課）	5
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	9
○都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）	10
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	10
海区漁業調整委員会事項	
○漁業法に基づく指示事項・2件	11
正 誤	
○令和 7 年 5 月 23 日付け公報定期第5315号中訂正	17
○令和 8 年 1 月 27 日付け公報定期第5382号中訂正	18

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 4 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の 1 項を加える。

2 法第 8 条第 4 項の規定による実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第 1 に定めるところにより行う。

第11条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

別表第 1 避難所の供与の項中「350円」を「360円」に改め、「福祉避難所」の前に「法第 2 条第 2 項に基づき、」を加え、「高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する

者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項中「6,883,000円」を「7,089,000円」に、「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「19,800」を「20,300」に、「25,400」を「26,100」に、「37,700」を「38,700」に、「45,000」を「46,200」に、「57,000」を「58,500」に、「8,300」を「8,500」に、「32,800」を「33,700」に、「42,400」を「43,500」に、「59,000」を「60,600」に、「69,000」を「70,900」に、「87,000」を「89,300」に、「12,000」を「12,300」に、「6,500」を「6,700」に、「8,700」を「8,900」に、「13,000」を「13,400」に、「15,900」を「16,300」に、「20,000」を「20,500」に、

円 2,800

を

円 2,900

に、「10,400」を「10,700」に、「13,600」を「14,000」に、「19,400」を「19,900」に、「23,000」を「23,600」に、「29,000」を「29,800」に、「3,800」を「3,900」に改め、同表被災者の救出の項の次に次のように加える。

福祉サービスの提供	<p>(1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する災害発生市町村等をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。</p> <p>(3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 災害時要配慮者に関する情報の把握</p> <p>イ 災害時要配慮者からの相談対応</p> <p>ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</p> <p>エ 災害時要配慮者の避難所への誘導</p> <p>オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）</p> <p>(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)のアからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)のオの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
-----------	---

別表第1被災した住宅の応急修理の項中「51,500円」を「53,900円」に、「717,000円」を「739,000円」に、「348,000円」を「358,000円」に改め、同表学用品の給与の項中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同表死体の処理の項中「3,600円」を「3,700円」に、「5,700円」を「5,900円」に改め、同表埋葬の項中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改め、同表障害物の除去の項中「140,000円」を「143,900円」に改め、同表救助のための輸送及び賃金職員等雇上費の項中

「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">エ</td><td>飲料水の供給</td></tr> <tr><td>オ</td><td>死体の搜索</td></tr> <tr><td>カ</td><td>死体の処理</td></tr> <tr><td>キ</td><td>救済用物資の整理配分</td></tr> </table>	エ	飲料水の供給	オ	死体の搜索	カ	死体の処理	キ	救済用物資の整理配分	」	を		
エ	飲料水の供給												
オ	死体の搜索												
カ	死体の処理												
キ	救済用物資の整理配分												
「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">エ</td><td>福祉サービスの提供</td></tr> <tr><td>オ</td><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td></tr> <tr><td>カ</td><td>死体の搜索</td></tr> <tr><td>キ</td><td>死体の処理</td></tr> <tr><td>ク</td><td>救済用物資の整理配分</td></tr> </table>	エ	福祉サービスの提供	オ	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	カ	死体の搜索	キ	死体の処理	ク	救済用物資の整理配分	」	に
エ	福祉サービスの提供												
オ	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給												
カ	死体の搜索												
キ	死体の処理												
ク	救済用物資の整理配分												

改める。

別表第2政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「第4条第1号から第4号まで」を「第4条第1号から第5号まで」に、「21,500円」を「21,600円」に、「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」を「栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に、「16,100円」を「16,800円」に、「准看護師 1人1日当たり13,700円」を「准看護師 1人1日当たり14,300円」に、「救急救命士 1人1日当

たり13,700円」を「救急救命士 1人1日当たり13,900円」に改め、「土木技術者」の前に「保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、」を加え、「15,200円」を「15,700円」に、「27,700円」を「29,600円」に、「28,500円」を「30,700円」に、「31,900円」を「33,300円」に改め、同表政令第4条第5号から第10号までに掲げる者の項中「第4条第5号から第10号まで」を「第4条第6号から第11号まで」に改める。

第10号様式中「第5条」を「第5条第1項（第2項）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第129号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表中城村の項中 「

	付表の中城村の項の2の地域
--	---------------

」 を 「

付表の中城村の項の2の地域	付表の中城村の項の3の地域
---------------	---------------

」 に改め、同表西

原町の項中 「

近隣商業地域 準工業地域	付表の西原町の項の3の地域
-----------------	---------------

」 を 「

近隣商業地域 付表の西原町の項の3の地域	付表の西原町の項の4の地域
-------------------------	---------------

」 に改め、同表八重瀬町の項

中 「

近隣商業地域	
--------	--

」 を 「

近隣商業地域 準工業地域	工業地域
-----------------	------

」 に改め、同表の付表中城村の項及び

西原町の項を次のように改める。

中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜、字当間及び字安里の各一部
	2	中城村の地域のうち、字久場、字泊、字伊舎堂及び字添石の各一部
	3	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	3	西原町の地域のうち、字小那覇、字内間、字掛久保及び字東崎の各一部
	4	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

沖縄県告示第130号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表西原町の項中「近隣商業地域
準工業地域」を「近隣商業地域」に改め、同表八重瀬町の項中「近隣商業地域
「近隣商業地域
準工業地域」に改め、同表の付表中城村の項中「及び字当間」を「、字当間及び字安里」に、「字泊
工業地域」
の一部」を「字久場、字泊、字伊舎堂及び字添石の各一部」に改め、第1表の付表西原町の項中「字徳佐田
の一部」を「字徳佐田、字小那覇、字内間、字掛久保及び字東崎の各一部」に改める。

沖縄県告示第131号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表北中城村の項中「、字大城」を「及び字大城」に改め、同表中城村の項中「及び字当間」を「、字当間
及び字安里」に、「字泊の一部」を「字泊、字久場、字伊舎堂及び字添石の各一部」に改め、同表西原町の
項中「近隣商業地域
準工業地域」を「近隣商業地域」に、「字徳佐田の一部」を「字徳佐田、字小那覇、字内間、字掛
久保及び字東崎の各一部」に改め、同表八重瀬町の項中「近隣商業地域」を「近隣商業地域
準工業地域
工業地域」に改める。

沖縄県告示第132号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表北中城村の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に改め、同表北谷町の項中「商業地域」を「商業
地域
字北
谷一丁目」に、「準工業地域」を「字宮城、字港及び字美浜の各一部」に改め、同表中城村の項中「字泊50
9の2」を「字久場、字伊舎堂、字泊、字添石の各一部」に改め、同表西原町の項中「特定悪臭物質」を
「臭気指数」に改め、「字小那覇」の次に「、字内間、字掛久保」を加え、同表八重瀬町の項中

「
字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、
字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字
当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、
字後原及び字仲座の各一部」を
「
準工業地域
工業地域
字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、
字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字
当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、
字後原及び字仲座の各一部」に改め
る。

沖縄県告示第133号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
那覇市立病院	那覇市古島2丁目31番地1	地方独立行政法人 那覇市立病院	令和8年4月1日	令和11年3月31日

沖縄県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 羽地大川土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年3月13日

沖縄県告示第135号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市（与那城桃原地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年10月30日から令和8年3月12日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第136号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和4年沖縄県告示第79号で同意の認定をした読谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第355号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・19号二中北通り線
- 3 事業施行期間 平成19年5月22日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第578号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
- 3 事業施行期間 平成20年9月26日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第276号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
- 3 事業施行期間 平成24年5月15日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第316号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線及び3・4・沖9号胡屋照屋線
 - 3 事業施行期間 平成24年5月29日から令和11年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・糸1号阿波根兼城線及び3・4・38号外かく線
- 3 事業施行期間 平成25年9月27日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第521号、平成29年沖縄県告示第306号及び平成30年沖縄県告示493号のうち糸満市字兼城浜川原並びに字潮平潮平原及び島ノ下原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第658号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名29号山田原線、3・5・名14号宮里大北線及び3・4・4号伊差川線
- 3 事業施行期間 平成25年12月17日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第116号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那89号城東城北線
- 3 事業施行期間 平成26年3月4日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第65号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 平成28年2月12日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第345号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 3 事業施行期間 平成28年6月17日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年沖縄県告示第101号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・沖3号センター中央通り線
- 3 事業施行期間 平成29年2月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和3年沖縄県告示第164号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・18号商工西通り線
 - 3 事業施行期間 令和3年3月26日から令和15年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 西原町全域
 - 2 公共測量を実施した期間 令和7年6月4日から令和8年2月27日まで
 - 3 作業種類 公共測量（数値地形図データ更新）
-

沖縄県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第121号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
 - (2) 名称 名護市公共下水道
 - 3 事業施行期間 昭和49年3月22日から令和13年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第87号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
 - (2) 名称 名護市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和63年2月2日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第151号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和8年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和8年2月19日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西仲宗根東添道1558番1、1558番4、1558番9、1558番15、1558番29及び1558番31
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 95.69メートル
 - (2) 幅員 6.10～6.02メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年3月27日から同年7月27日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コストコホールセール沖縄南城倉庫店 南城市玉城字垣花桃原465番ほか44筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 コストコホールセールジャパン株式会社 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント
- 3 届出年月日 令和8年3月6日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 （仮称）コストコホールセールジャパン沖縄南城倉庫店
変更後 コストコホールセール沖縄南城倉庫店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 ケン・テリオ
変更後 ケリー・ライアン・ハント
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 ケン・テリオ
変更後 ケリー・ライアン・ハント
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
 - (1) 4(1) 令和6年8月24日
 - (2) 4(2) 令和7年11月30日
 - (3) 4(3) 令和7年11月30日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示8第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月27日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者により構成する。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所（構成員が団体である場合にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにする書類
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか一の者を代表者に選定し、代表者選定届(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届(第4号様式)及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出したときは、この限りでない。

(1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者(沖縄県を除く。)と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書(第5号様式。以下「協議書」という。)

(2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面

(3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和9年3月31日までとする。

3 委員会は、第1項の承認(以下「敷設承認」という。)をしたときは、浮魚礁敷設承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和9年3月31日までとする。

(敷設の再承認)

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和8年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれかが敷設承認を受けた協議位置(以下「協議位置」という。)から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。

4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認(以下「再承認」という。)について準用する。

5 沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和8年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

(敷設後の承認)

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

(1) 令和7年11月1日から令和8年3月31日まで(以下「特例期間」という。)に第4の承認を受け、同年6月30日までに敷設する場合

(2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和8年6月30日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)

(3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和9年3月31日までに敷設する場合(構造及び協議位置に変更がない場合に限る。)

(4) 浮魚礁の種別(表層、中層及び表中層)の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認(以下「事後承認」という。)について準用する。

(完了届の提出)

第7 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(流失届の提出)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(協議書の省略)

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和8年7月1日以後初めて開催される委員会までに承認を受けて、令和9年3月31日までに敷設するとき
- (2) 第6に該当するとき
- (3) 委員会が特に必要と認めるとき

(承認の制限、条件等)

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付すことができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すものとする。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		所在地 名称 （代表者氏名）
下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示8第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令：		
2 構成人員の事業種類：		
3 添付書類：		

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
2 敷設予定位置 : 北緯 東経
3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
4 浮魚礁の種類 :
5 敷設予定日 : 年 月 日

注 1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第 5 号様式 (第 4、第 5 関係)

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会
所在地
名称
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 東経		

第 6 号様式 (第 7 関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
2 敷設した日 : 年 月 日
3 敷設した位置 : 北緯 東経
4 G P S の測地系の種類 :
5 敷設した位置の水深 : m
6 敷設したロープの長さ : m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 次の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したGPS画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	:	
2 流失を確認した日	:	年 月 日
3 敷設した位置	:	北緯 東経
4 回収の有無	:	
5 流失の原因と今後の対応	:	

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第13関係）

承認旗等設定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖縄海区漁業調整委員会指示8第2号

沖縄海区の八重山諸島の沿岸海域における水産動植物の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月27日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上原 亀一

（採捕の禁止）

第1 何人も、保護期間中、保護区の区域内において、水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

（保護区）

第2 第1の保護区の名称、区域及び保護期間は、次の表のとおりとする。

名称	区域	保護期間

カナラグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度18分54.4秒、東経124度10分08.2秒 地点B 北緯24度18分24.9秒、東経124度10分22.0秒 地点C 北緯24度18分22.0秒、東経124度09分16.5秒 地点D 北緯24度18分54.3秒、東経124度09分17.9秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで
ユイサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度16分40.8秒、東経124度09分50.4秒 地点B 北緯24度16分01.2秒、東経124度09分46.8秒 地点C 北緯24度16分14.0秒、東経124度08分36.9秒 地点D 北緯24度16分51.3秒、東経124度08分50.0秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで
マサーグチ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度20分40.6秒、東経124度04分34.6秒 地点B 北緯24度19分59.6秒、東経124度03分58.2秒 地点C 北緯24度20分42.2秒、東経124度03分00.6秒 地点D 北緯24度21分22.8秒、東経124度03分34.9秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで
インダビシ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度26分10.0秒、東経123度50分40.0秒 地点B 北緯24度25分30.0秒、東経123度50分02.0秒 地点C 北緯24度25分46.0秒、東経123度49分30.0秒 地点D 北緯24度26分23.0秒、東経123度50分07.0秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで
トーシングチ	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度22分00.6秒、東経123度42分43.3秒 地点B 北緯24度21分41.4秒、東経123度42分21.0秒 地点C 北緯24度21分54.1秒、東経123度42分08.3秒 地点D 北緯24度22分18.2秒、東経123度42分13.7秒 地点E 北緯24度22分13.8秒、東経123度42分26.7秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで
ヨナラ水道	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E、地点F、地点G、地点H、地点I及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度19分57.6秒、東経123度56分52.8秒 地点B 北緯24度19分38.6秒、東経123度57分26.4秒 地点C 北緯24度19分05.1秒、東経123度57分12.9秒 地点D 北緯24度19分01.5秒、東経123度56分34.7秒 地点E 北緯24度19分49.8秒、東経123度56分29.7秒 地点F 北緯24度21分32.9秒、東経123度56分47.7秒 地点G 北緯24度22分00.2秒、東経123度56分58.6秒 地点H 北緯24度21分47.7秒、東経123度57分26.6秒 地点I 北緯24度21分11.2秒、東経123度57分17.5秒	令和8年4月17日から同年6月14日まで 令和9年4月7日から同年6月4日まで 令和10年3月26日から同年5月23日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年8月31日までとする。

正 誤

令和7年5月23日付け公報定期第5315号登載の「基本測量の実施の通知（沖縄県告示第214号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から19	第14条第1項	第14条第2項
4	下から18	実施する	実施した
4	下から15	実施する	実施した
4	下から14	実施する	実施した

令和8年1月27日付け公報定期第5382号掲載の「指定管理者の指定（沖縄県告示第22号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から18	7	17

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---